○文部科学省告示第百七十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表に掲げる文化的景観を重要文化的景観として選定したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年十月七日

文部科学大臣　下村　博文

名　称	所在地	区　域	面　積
佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観	新潟県佐渡市	新潟県佐渡市相川水金町、相川柴町、相川大間町、相川紙屋町、相川炭屋町、相川濁川町、相川坂下町、相川北沢町、相川下山之神町、相川柄杓町、相川奈良町、相川嘉左衛門町、相川清右衛門町、相川銀山町、相川小右衛門町、上相川町、相川勘四郎町、相川五郎右衛門町、相川宗徳町、相川庄右衛門町、相川次助町、相川諏訪町、相川大工町、相川新五郎町、相川六右衛門町、相川上京町、相川左門町、相川大床屋町、相川中京町、相川下京町、相川八百屋町、相川会津町、相川味噌屋町、相川米屋町、相川夕白町、相川弥十郎町、相川四十物町、相川広間町、相川西坂町、相川長坂町、相川上寺町、相川中寺町、相川下寺町、相川南沢町、相川小六町、相川新西坂町、相川石叩町、相川塩屋町、相川板町、相川材木町、相川新材木町、相川羽田町、相川江戸沢町、相川一町目、相川一町目裏町、相川一町目浜町、相川二町目、相川五郎左衛門町、相川二町目浜町、相川二町目新浜町、相川三町目、相川三町目浜町、相川三町目新浜町、相川四町目、相川四町目浜町、相川市町、相川新浜町、相川馬町、相川下戸町、相川下戸浜町、相川下戸炭屋町、相川下戸炭屋裏町、相川下戸炭屋浜町、相川海士町及び相川栄町 同　下相川、相川羽田村、相川下戸村及び相川鹿伏の各一部 水金川、濁川、間切川、大仏川及び海士町川の各一部 右の地域に接する海域の一部 備考　地域に関する実測図を新潟県教育委員会及び佐渡市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	六三〇・一ヘクタール
大沢・上大沢の間垣集落景観	石川県輪島市	石川県輪島市大沢町及び上大沢町 右の地域に接する海域の一部 備考　地域に関する実測図を石川県教育委員会及び輪島市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	一四九〇・八ヘクタール
京都岡崎の文化的景観	京都府京都市	京都府京都市左京区岡崎法勝寺町及び南禅寺草川町 同　左京区聖護院東寺領町、聖護院蓮華蔵町、聖護院円頓美町、岡崎徳成町、岡崎入江町、岡崎北御所町、岡崎西天王町、岡崎最勝寺町、岡崎南御所町、岡崎成勝寺町、岡崎円勝寺町、南禅寺北ノ坊町、南禅寺下河原町、南禅寺福地町、南禅寺風呂山町、鹿ケ谷宮ノ前町、鹿ケ谷下宮ノ前町、鹿ケ谷若王子山町、若王子町、永観堂町、永観堂西町、粟田口鳥居町、粟田口大日山町、粟田口山下町、下堤町、新池洲町、中川町及び秋築町の各一部 同　東山区石泉院町、大井手町、堀池町、五軒町、定法寺町、柚之木町、西小物座町及び東小物座町の各一部 同　山科区日ノ岡一切経谷町飛地及び日ノ岡夷谷町の各一部 備考　地域に関する実測図を京都市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	一一二・五ヘクタール

公　告

諸事項

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、前記の有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成27年（ヘ）第62号

名古屋市天白区元八事5丁目4番地―305
申立人　有限会社ハセガワ保温
代表者代表取締役　長谷川元弘
権利を争う旨の申述の終期　平成27年9月9日
平成27年9月10日　東京簡易裁判所

（別紙）　目　録

約束手形　1通
手形番号　J217847
金額　700,000円
支払期日　平成27年6月15日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三井住友銀行本店営業部
振出日　平成27年2月16日
振出地　東京都渋谷区
振出人　株式会社フジタ
受取人　株式会社サンエイテクニクス
裏書人　株式会社サンエイテクニクス　代表取締役　寺尾　洋太
被裏書人　白地
最終所持人　申立人

平成27年（ヘ）第67号

大阪市中央区瓦町3丁目4番9号
申立人　株式会社アプリ
代表者代表取締役　植北　宏明
権利を争う旨の申述の終期　平成27年9月9日
平成27年9月10日　東京簡易裁判所

（別紙）　目　録

約束手形　1通
手形番号　RN201029
金額　1,974,240円
支払期日　平成27年5月1日
支払地　東京都港区
支払場所　株式会社三井住友銀行新橋支店
振出日　平成27年1月30日
振出地　東京都港区
振出人　株式会社アサツー　ディ・ケイ　取締役社長　植野　伸一
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成27年（ヘ）第70号

山口県長門市西深川4040番地の7
申立人　株式会社微生物農業普及所
代表者代表取締役　金子　啓子
権利を争う旨の申述の終期　平成27年9月9日
平成27年9月10日　東京簡易裁判所

（別紙）　目　録

約束手形　1通
手形番号　BD235970
金額　226,800円
支払期日　平成27年6月20日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社みずほ銀行横山町支店
振出日　平成27年2月28日
振出地　東京都中央区
振出人　シーアイマテックス株式会社　代表取締役　丸　裕彦
受取人　申立人
最終所持人　申立人